

令和8年第4回農業委員会議事録

令和 8 年 4 月 2 7 日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和8年第4回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和8年4月27日(月)午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-7

3. 報 告

第1号 事務局職員の人事異動について

4. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

5. 報 告

第2号 地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用に係る申出について

第3号 制限除外の農地の移動届出について

第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

3番 結束 乾一

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

9番 飯島 晴彦

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

19番 齋藤 孝夫

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男

局長補佐 杉田 由里子

局長補佐 磯 和洋

係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和8年第4回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は13番 羽賀 茂 君、14番 齊藤 森一 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、報告第1号、事務局職員の人事異動について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1 ページをお開き願います。

報告第1号、事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。

令和8年4月1日付で下妻市の人事異動が発令されました。

事務局職員の人事異動につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項において農業委員会が任免することになっておりますが、初総会でのご説明のとおり、職員の人事については、会長に委ねていただき、その結果をご報告するものであります。

今回の人事異動では、庶務係の杉山右樹が退職し、その後任として、市民課より大畑美樹が赴任しております。

これにより、令和8年度の農業委員会事務局の体制は、事務局長の私をはじめ、記載のと通りの7名となりますので、引き続きご指導くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、大畑主幹を紹介いたします。

(大畑主幹:自己紹介)

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告第1号につきましては、以上といたします。

(大畑主幹:退室)

議長(会長 齋藤孝夫君)

続いて、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

2 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、6 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、古沢地内、2 筆、畑、合計 1,611 ㎡、申請理由は、所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、江地内、2 筆、畑、合計 1,275 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、長塚地内、畑、1,656 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3 ページをご覧ください。

処理番号 4 号、申請地、神明地内、2 筆、畑、合計 1,728 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が、先月の報告第 1 号により取得した農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、下妻及び大串地内、5 筆、畑、合計 2,780 ㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 6 号、申請地、大串地内、3 筆、田、合計 887 ㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。 以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号: 齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ネイチャーセンターから南へ約 700 m にあり、小麦の作付けがされていました。4 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には現地にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 2 号: 鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ 2.4km 圏内にあり、休耕で、1 ヶ所は雑草が生えており、1 ヶ所はきれいに管理されていました。4 月 14 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への

確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号: 吉川委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園管理事務所から南へ約 100m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されており、半分は芝が植えられていました。4 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号: 程塚委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約 1 km にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。4 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号: 稲川委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、下妻市役所から北東へ約 600m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 24 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号: 白井委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、東部中学校から西へ約 150m にあり、休耕で、枯れ草が繁茂していました。4 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

4ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、畑、3,758㎡、申請理由は、新規就農のため申請地を借りるもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から南へ450mにあり果樹の作付けがされていました。4月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には電話にて行い、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。野村委員。

野村委員

調査結果についてではないのですが、新規就農して、何年も経たないうちにリタイアということがあった場合に対して、ペナルティーはあるのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、願います。

事務局長(広瀬和男君)

新規就農者につきましては、新規就農関連の補助金等が該当となっている場合、そちらについて全額の返還など、ペナルティーが課せられるという形にはなりません。

今回、地域おこし協力隊として、下妻市に来られた方が梨の樹園地を借りて、耕作するケースとなっております。

地域おこし協力隊に対して市では支援をしておりますが、どうしても続けられないといった場合には、そのようなペナルティーが発生するということが考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

野村委員、いかがですか。

野村委員

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

5ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回5件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、南原地内、2筆、畑、合計1,499㎡、申請理由は、事業拡大にあたり、既存事業所が手狭であるため、必要な面積が確保できる申請地に車両置場を設けるものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、福田地内、畑、499㎡、申請理由は、現在の住まいを手放すこととなったため、

申請地に自己住宅を建築するものでございます。

6 ページ並びに参考資料の 5 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、下妻地内、3 筆、畑、合計 3,918 m²、申請理由は、日照条件が良好な申請地に太陽光発電設備を設置するものでございます。このあとご審議いただく、議案第 4 号、賃借権設定許可申請の処理番号 1 号と同一事業となっております。

参考資料の 7 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、鎌庭地内、畑、198 m²、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築するものでございます。

7 ページ並びに参考資料の 9 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、南原地内、畑、984 m²、申請理由は、事業拡大にあたり、既存事業所が手狭であるため、既存事業所に近い申請地に車両置場を設けるものでございます。

農地区区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局職員（磯和洋君）

農地法に基づく農地区区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 5 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など支障のない計画となっております。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、道路工事施行承認が申請済みとなっております。

議案書は 6 ページ参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区区分につきましては、XXXXXXXXXXが、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。XXXXXXXXXXは、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づく実施協議申出書が提出済みとなっております。また、道路占用許可及び法定外公共物の使用・工事許可が許可済みとなっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が締結済みとなっております。

参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区区分につきましては、上水道管及び下水道管が埋設されている道路に接し、申請に係る農地から 500m 以内に 2 以上の公共施設、千代川中学校・きぬ保育園があることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用

の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は7ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、砂沼球場から西へ約300mにあり、耕作されておらず、雑草が少し繁茂していました。4月22日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします

処理番号2号:栗原委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、大宝駅から北西へ約600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。4月22日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号3号:稲川委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から鉄道を挟んだ西側にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。4月22日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号4号:飯島委員

議案第3号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4月22日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現

地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 3 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、砂沼球場から西へ約 300m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号 1 号について、既存事業所が手狭であると議案書に書いてあります。参考資料では、申請地の 2 筆の間に空いている土地がありますが、ここが既存事業所ですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。既存事業所は申請人の住所地でございます。申請地の間にある土地は、所有者が別の方でございまして、こちらは耕作されております。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、3筆、畑、合計 4,966 m²、申請理由は、日照条件が良好な申請地に、太陽光発電設備を設置するため、賃借するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は、8ページ、参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、XXXXXXXXXXが、10ha未滿の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。XXXXXXXXXXは、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に基づく実施協議の申出書が提出済みとなっております。また、道路占用許可及び法定外公共物の使用・工事許可が許可済みとなっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非FIT太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が締結済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:稲川委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から鉄道を挟んだ西側にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。4月22日、地区委員2名、事務局職員山中主査と

現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人2名の内、1名には自宅訪問、1名には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、登記、山林、現況、畑、1,266㎡のうち500㎡、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく祖母より借りるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は9ページ、参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 5 号)

処理番号 1 号:鶴見委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、大木農村集落センターから南へ約 1.5 km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第 2 号、地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用に係る申出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

10 ページをお開き願います。

報告第 2 号、地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用に係る申出につきましては、今回 1 件の申出であります。ご報告申し上げます。

今回の申出については、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 4 号及び第 53 条第 1 項第 4 号の規定による農地転用許可を不要とする特例にあたります。地域計画区域内における認定農業者が使用する農業用施設への転用について、当該施設の必要性があること、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないという要件を満たすことにより、農地法の許可を要せず、農業委員会への申出をすることにより、処理できる扱いとなりました。以上のことから申出がありましたので、報告するものです。

報告第 2 号、申出番号 1 号、申出地、赤須地内、登記、畑、現況、畑及び宅地、2,930 m²のうち 493.80 m²、申出理由は、自宅に隣接する申出地に、農業用倉庫及び農作業場兼通路を設けるもので、去る 4 月 6 日申出があり、内容の審査及び現地調査を行った結果、適法でありましたので、申出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第 3 号、制限除外の農地の移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

報告第 3 号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回 1 件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号 1 号、届出地、大木地内、畑、287 ㎡のうち 8.08 ㎡、道路拡幅工事に伴う柵板の設置を行うもので、去る 3 月 23 日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

11 ページをご覧ください。

報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、11 ページから 17 ページまで、28 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和 8 年第 4 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了(午後 2 時 13 分)

議 長 齋藤 孝夫

署名委員 羽賀 茂

署名委員 齋藤 森一